

キャッシュレス決済等導入業務仕様書

本仕様書は、加古川市役所本庁及び出先事務所窓口における電子マネー及びクレジットカードなどの決済に対応した機器の導入に伴い、指定代理納付に係る業務内容や対応するキャッシュレス決済端末等に関して内容を定めたものである。

1 業務内容

市役所窓口等の証明書発行手数料におけるキャッシュレス決済導入に伴う指定代理納付及びそれらに必要な機器の調達、また、新たに調達するPOSレジ端末における集計システム構築業務

2 調達機器

調達機器は当市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。

(1) POSレジ端末等

ア 仕様等

- (ア) POSシステムを有し、また各種集計、データの蓄積機能を備えていること。
(売上情報のデータベース化やこれらの情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること。) また、バーコード(EAN-128)の読み込み機能が備わっており、端末間で読み込んだバーコードデータの連携が可能、もしくは、端末からデータ抽出機能を有しているものが望ましい。なお、データ連携にルーター等が必要な場合は準備すること。
- (イ) 市税・料金等の支払いについては、キャッシュレス決済不可のため、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能を有することが望ましい。ただし、システム上の機能を有しない場合は、運用上の工夫により、市税・料金に関しては現金のみでの収納となるような提案を行うこと。
- (ウ) バーコードの読込が可能であるバーコードリーダー等を準備すること。なお、キャッシュレス決済端末にてバーコードを読み込む機能がある場合も可とする。
- (エ) キャッシュレス決済端末と連動可能であること。
- (オ) レシート発行が可能なこと。なお、納付方法により「領収書」と「利用明細」の変更、担当者変更による収納者名変更が可能などの機能があることが望ましい。
- (カ) POSレジ端末と連動した自動釣銭札機を準備すること。なお、新紙幣及び新貨幣に対応できるものであること。
- (キ) カスタマディスプレイに支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- (ク) タッチパネル仕様等のカスタマイズが可能であること。
- (ケ) 納品する機器一式の高さ等を踏まえ、指定する窓口には効率的な運用ができる専用台を選定すること。

イ 台数

15台（別紙「導入窓口一覧」のとおり）

(2) キャッシュレス決済端末

ア 仕様等

- (ア) クレジットカード、電子マネー決済が可能であること。また、コード決済の提案をする場合は、キャッシュレス決済端末またはバーコードリーダーでQRコード・バーコードの読み取りが可能であること。
- (イ) POSレジ端末とは無線で接続できる。もしくは、有線にて接続する場合でも3メートルから5メートル程度離れても使用できるものであることが望ましい。
- (ウ) PCI DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- (エ) 数種類の機器の提案も可とする。

イ 台数

13台（別紙「導入窓口一覧」のとおり）

3 指定代理納付業務について

(1) 指定代理納付業務の対象となる収入

平成31年度の導入予定窓口における証明書取扱実績件数は以下のとおり。

証明書の名称	手数料（円/件）	実績件数（件/年）
戸籍謄抄本	450	34,308
除籍・原戸籍謄抄本	750	13,450
戸籍附票謄抄本	300	5,095
戸籍記載事項証明	350	1
身分証明	300	2,036
各種届書写	350	118
戸籍受理証明	350	705
戸籍受理上質	1400	19
その他証明	300	707
印鑑登録関係	300	76,643
住民票謄抄本	300	108,590
住民票記載事項証明	300	3,859
個人番号カード再交付	800	151
住民票閲覧	300	1,407
臨時運行許可申請	750	700
所得課税証明等	300	37,753
評価証明等	300	19,286

住宅用家屋証明	1 3 0 0	1, 3 4 2
納税証明	3 0 0	2, 3 9 3
公課証明	3 0 0	6 3
航行証明	2 6 0 0	3 1
船員手帳交付	1 9 5 0	1 7
船員手帳訂正	4 3 0	1

(2) キャッシュレス決済の対応

以下のクレジットカード等のブランドについては、必須対応とし、その他のブランド、デビットカード、電子マネー、コード決済等の取扱については提案によるものとする。

また、取扱可能なブランドが付された受注者以外が発行したクレジットカード等の取扱も可能とすること。なお、導入する決済種別は提示された種別より年度ごとに当市が選択することとする。

ア クレジットカード

「VISA」「Mastercard」「JCB」「American Express (アメックス)」のうち、2種類

イ 非接触型電子マネー

「ICOCA等の交通系マネー」「nanaco」「WAON」

(3) 指定代理納付の種類

受注者が、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定による当市の指定代理納付者となること。納付方法は、納入義務者等に代わり立替え払いをする「立替払方式」であること。

(4) 指定代理納付の方法

ア キャッシュレス決済の立替金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日までに当市が指定する口座に振込むこと。

イ 月単位にて立替金の計算書を作成し、代理納付日の 2 週間前までに提出すること。

ウ 立替払は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。

4 研修・サポート体制

(1) 職員研修

機器等の操作については、3 月末までに 3 回以上の職員研修を実施すること。実施スケジュール及び実施方法については、当市と受注者で協議のうえ決定する。

(2) サポート体制

その他運用サポート等については、企画提案書にて提案を行うこと。

5 守秘義務の遵守

(1) 本サービスを提供するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。こ

の守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 当市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 受注者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、当市の承諾を得た場合には、この限りではない。

6 契約事項

(1) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

※以降、指定代理納付業務に関しては単年度で契約の更新を行う。

(2) 保証

納品検査後5年間は、2(1)及び(2)の機器について、通常の使用で故障した場合は次に掲げることについて無償保証とし、当市の窓口業務に支障を来すことがないようにすること。なお、各窓口の開庁時間等は、別紙「導入窓口一覧」を参照すること。

ア 不具合が生じた場合は技術者の派遣等により即時対応すること。

イ 機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

※5年経過後に機器を継続使用する場合、保守体制に関しては、必要に応じて協議する。

7 その他

- (1) 調達する物品は新品であること。
- (2) 導入時の各種設定内容、設置については、担当者と打合せのうえ決定すること。
- (3) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本サービスの提供に支障を来すことがないように十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。
- (4) 受注者は、本サービスの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合、直ちに当市に報告し、当市と協議のうえ対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、全て受注者が負担することとする。また、受注者は事実を明らかにした報告書を遅滞無く当市に提出することとする。
- (5) 本仕様書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、当市と受注者で協議のうえ決定する。また、今後、新たな決済手段の導入についても別途協議のうえ決定する。

【別紙「導入窓口一覧」】

	POSレジ端末	自動釣銭札機	キャッシュレス決済端末	設置台	開庁時間等
加古川市役所 新館1階					
市民課	○	○	○	—	開庁 8:30～17:15 休業日 12/29～1/3 土・日及び祝・休日
加古川市役所 新館2階					
市民税課	○	○	○	—	開庁 8:30～17:15 休業日 12/29～1/3 土・日及び祝・休日
資産税課	○	○	○	—	〃
収税課	○ ※バーコードデータ連携等可	○	—	—	〃
債権管理課	○ ※バーコードデータ連携等可	○	—	○	〃
出先事務所窓口					
東加古川市民総合サービスプラザ	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	開庁 10:00～20:00 休業日 12/29～1/3 第1,3,5日曜日 偶数月の第2土曜日 イオン加古川店の休業日
加古川市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	開庁 9:00～19:00 休業日 12/29～1/3 第2,4日曜日 偶数月の第2土曜日
加古川北市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	開庁 8:30～17:15 休業日 12/29～1/3 土・日及び祝・休日
野口市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃
平岡市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃
尾上市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃
別府市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃
両荘市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃
加古川西市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃
志方市民センター	○ ※バーコードデータ連携等可	○	○	—	〃

計15台 計15台 計13台 計1台

※計12台

(各窓口にはインターネット回線(有線の光回線)が敷設されており(一部R3.2～3月初旬敷設)、うち、1箇所は固定IPアドレス対応である。)